不正軽油撲滅NEWS 4 H19年6月発行

不正軽油は、
作らない、買わない、使わない

富山県不正軽油防止対策協議会 〒930-8501 富山市新総曲輪 1-7 富山県経営管理部税務課内 TEL076-444-3178 FAX 076-444-3487

「不正軽油撲滅NEWS」では、県内外の不正軽油に関する情報を、読者の皆様に紹介しています。不正軽油の流通をくい止めるためにも、是非、情報をお寄せください。

皆様からの情報が、不正軽油撲滅に繋がります!

セルフ式ガソリンスタンドで灯油を直接給油!

先ごろ、東京都は、セルフ式ガソリンスタンドにおいて、ディーゼル車の燃料タンクに灯油 を直接給油する行為を初めて確認しました。

灯油を自動車燃料として使用する場合には、軽油引取税が課税されるとともに、県知事の事 前承認が必要であり、承認を受けずに使用すると罰則が適用されます。

皆様方におかれましては、もしそのような行為を発見された場合は、

軽油 1 1 0番 TEL.076 444 8110 又は 総合県税事務所 TEL.076 444 4507 まで、至急連絡していただきますようお願いします。

北陸三県・新潟県が「軽油路上抜取調査」を実施!

県では、今月中ごろ、朝日町宮崎地内(国道8号沿い)において「軽油路上抜取調査」を実施しました。

今回は、北陸三県(富山・石川・福井)及び新潟県が同日に調査を実施したものです。

本県では、運転手の協力を得て、ディーゼル車 60 台から軽油を採取しました。採取した軽油 については、現在分析を行っており、重油や灯油などが混ざった混和軽油が発見された場合に は、流通ルートの特定を行います。

県では、**今後も計画的に路上抜取調査を実施していきますので、調査の際にはご協力をお願い** します。

使用している軽油がちょっとおかしい! 黒い排気ガスのトラックが走っていた! 「軽油110番」または 「総合県税事務所」までお電話を! 軽油 110番 076-444-8110 総合県税事務所 076-444-4507